

# 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標

男性職員の育児休業取得者を1名以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和4年4月～ 職員に対し、男性職員の育児休業取得に関する情報を提示する。

令和5年4月～ 施設長会議等を通じ、男性職員の育児休暇取得に関する制度や支援について、周知を行う。(毎年1回実施)

令和6年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、事務局及び施設長から育児休業取得をすすめるとともに、施設長主導で業務の配分についての見直しを実施する。